

第44回県民芸術祭参加事業  
令和2年度（第21回）群馬県障害者作品展開催要綱

**1 趣 旨**

障害のある人たちが、自らの趣味や技術を生かしたり、リハビリテーション活動の中で作成した作品を展示することにより、一般県民の福祉に対する理解を深めるとともに、障害のある人たちが、障害を克服しながら自立し、社会参加への意欲を高める。

**2 主 催**

群 馬 県  
群馬県障害者社会参加推進協議会  
第44回県民芸術祭運営委員会  
公益財団法人群馬県教育文化事業団

**3 後 援（予定）**

群馬県議会、群馬県教育委員会、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会、公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会、一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会、群馬県精神障害者家族会連合会、群馬県精神障害者社会復帰協議会、公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、産経新聞社前橋支局、東京新聞前橋支局、日本経済新聞社前橋支局、共同通信社前橋支局、時事通信社前橋支局、日本放送協会前橋放送局、群馬テレビ、FM GUNMA

**4 期 日**

令和2年	12月4日（金）	午後1時半～午後4時
	12月5日（土）～7日（月）	午前9時～午後4時
	12月8日（火）	午前9時～午後1時

**5 会 場**

前橋市大手町一丁目1-1 群馬県庁 1階 県民ホール（予定）

**6 出品できる作品等**

- (1) 障害者が自ら作成した作品で、次に掲げるものとする。  
絵画、書道、写真、手工芸、立体作品、その他
- (2) 出品点数は、原則として1人1点とし、会場に陳列可能なものとする。

## 7 出品規格

- ・ 絵画の部 作品の大きさは、10号（45.5cm×53cm）以内とする。  
作品の仕上げは、必ず額装又は台紙等に貼り付ける。  
ただし、額装の場合、ガラスの使用は認めない。
- ・ 書道の部 作品の大きさは、縦90cm×横45cm以内とする。  
作品の仕上げは、必ず額装・軸装又は台紙等に貼り付ける。  
ただし、額装の場合、ガラスの使用は認めない。
- ・ 写真の部 作品の大きさは半切（35.6cm×43.2cm）以内とする。  
作品の仕上げは、額装又はパネル張りとする。  
ただし、額装の場合、ガラスの使用は認めない。
- ・ 手工芸の部 内訳（陶芸、木工、七宝焼、刺繍、組み紐、編み物、洋裁等）  
規格については、展示品を手軽に持ち運びできる程度の大き  
さと重さとする。
- ・ 立体作品の部 大きさは、100cm×100cm×100cm以内とすること。
- ・ その他（上記に該当しない作品）  
規格については、絵画、書道、写真、手工芸の部に準ずる。

(注) 1 絵画、書道、写真、手工芸、その他の部で、パネル展示を希望する作品には、必ずフック展示するための金具等を装着のうえ、出品すること。（パネル展示には画鋸での展示は認めない。）

2 額装等は設置パネルに対して、過大とならないものとする。

## 8 出品できない作品

- (1) 出品規格以上の容積等があり、大きく展示が困難なもの。
- (2) 輸送や取扱の際に、壊れる可能性があるもの。
- (3) 高価で盗難の恐れがあるもの。

## 9 出品対象者

県内に居住する障害者

## 10 出品点数・出品方法

(1) 出品点数は次のとおりとする。

区 分	身体障害者 関 係	知的障害者 関 係	精神障害者 関 係	合 計
出品点数	110	70	70	250

(2) 出品する者は、別紙1の出品申込書に必要事項を記入し、9月30日(水)までに次の団体に申し込むものとする。

また、施設・団体が一括して出品する場合は、別紙2の出品一覧表を作成し、別紙1の出品申込書を添えて、次の団体に申し込むものとする。

- ・ 身体障害者関係  
 公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会  
 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内  
 TEL 027-255-6274  
 FAX 027-255-6275
  
- ・ 知的障害者関係  
 公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会  
 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内  
 TEL 027-255-6592  
 FAX 027-255-6593

又は  
 一般社団法人群馬県手をつなぐ育成会  
 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内  
 TEL 027-255-6212  
 FAX 027-255-6241
  
- ・ 精神障害者関係  
 群馬県精神障害者家族会連合会  
 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内  
 TEL 027-289-9647  
 FAX 027-289-9648

又は  
 群馬県精神障害者社会復帰協議会  
 〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター内  
 TEL 027-289-8907  
 FAX 027-289-8908

又は  
 公益社団法人日本てんかん協会群馬県支部  
 〒371-0034 前橋市昭和町2-16-24 岡田則子様方  
 TEL 027-234-0253  
 FAX 027-231-6904

## 11 搬入・搬出

搬入・搬出の日時は次のとおりとし、障害別に団体ごとに行うものとする。

- ・ 搬入 12月 4日(金) 午前9時00分～10時00分
- ・ 搬出 12月 8日(火) 午後1時15分～2時15分

## 12 費用

出品料は無料とし、作品の出展にかかる費用は、本人負担とする。

### 13 問い合わせ先

群馬県障害者社会参加推進協議会

公益社団法人群馬県身体障害者福祉団体連合会内

〒371-0843 前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 1階

TEL 027-255-6274

FAX 027-255-6275